**千葉市公共工事等談合情報対応マニュアル**

**財政局資産経営部契約課**

**契約第一係**

**目　　次**

**談合情報対応マニュアル**

**第１　公正入札調査委員会の事務局への通報**

**第２　公正入札調査委員会への報告**

**第３　公正入札調査委員会による審議**

**第４－１　審議の結果、調査に値しない場合**

**第４－２　審議の結果、調査に値する場合**

**第５　公正取引委員会及び千葉県警察への通報**

**第６　事情聴取**

**第７－１　事情聴取の結果、談合の事実が確認された場合**

（１）談合情報が入札執行前にあった場合

（２）談合情報が入札執行後契約締結前にあった場合

（３）談合情報が契約締結後にあった場合

**第７－２　事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合**

（１）談合情報が入札執行前にあった場合

①　誓約書の提出

②　積算内訳書の提出及び確認

③－Ⅰ　調査の結果、談合の事実が確認された場合

③－Ⅱ　調査の結果、談合の事実が確認されない場合

（２）談合情報が入札執行後契約締結前にあった場合

①　積算内訳書の確認

②－Ⅰ　調査の結果、談合の事実が確認された場合

②－Ⅱ　調査の結果、談合の事実が確認されない場合

（３）談合情報が契約締結後にあった場合

**第８　公正取引委員会及び千葉県警察への通報等**

**第９　個別具体的な内容**

（１）公正取引委員会への通報

（２）千葉県警察への通報

（３）事情聴取の方法等

（４）契約書の提出及び注意喚起

（５）報道機関との対応

**第10　守秘義務**

**第11　準　用**

**様　式**

様式第１号 ～ 様式第４号

別紙１ ～ 別紙２

**談合情報対応フロー**

**１　談合情報が入札執行前にあった場合**

**２　談合情報が入札執行後契約締結前にあった場合**

**３　談合情報が契約締結後にあった場合**

**談合情報対応マニュアル**

**千葉市公共工事等談合情報対応マニュアル**

千葉市財政局資産経営部契約課が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）において、入札談合に関する情報があった場合は、本マニュアルに則って対応を行うものとする。

**第１　公正入札調査委員会の事務局への通報**

競争入札（随意契約を含む。以下同じ。）に付そうとする建設工事等について入札談合に関する情報があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の氏名、身元、情報の対象となっている案件名及び落札予定者とされている事業者名等を確認のうえ、直ちに公正入札調査委員会（注１）の事務局（財政局資産経営部契約課。以下「事務局」という。）へ通報すること。

情報提供者が報道機関である場合には、支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、事務局へ通報するものとする。

（注１）「千葉市公正入札調査委員会設置要綱」参照。

**第２　公正入札調査委員会への報告**

第１により通報を受けた場合には、事務局は入札談合に関する情報の内容を談合情報報告書（様式第１号。以下「報告書」という。）にまとめ、速やかに公正入札調査委員会に報告を行うこと。

また、事務局が新聞等の報道により談合情報を把握した場合についても、報道に基づき報告書をまとめ、報告を行うこと。

**第３　公正入札調査委員会による審議**

第２により事務局からの報告を受けた場合、公正入札調査委員会は、次に掲げる基準に基づき、入札談合に関する情報が**「第４－１　審議の結果、調査に値しない場合」**若しくは**「第４－２　審議の結果、調査に値する場合」**のどちらの手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

①　情報提供者の氏名及び連絡先並びに次の情報が明らかであること。

ア　対象案件

イ　落札予定業者

②　情報提供者が匿名の場合、連絡先及び前記①ア、イの情報が明らかであるほか、次に示す情報のいずれかが含まれていること。

ア　談合に関与した業者名

イ　談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法

ウ　落札予定金額又は落札率

エ　特定の業者から入札金額を指示されていること

オ　その他、談合に参加した当事者以外に知り得ない情報等

③　複数の入札参加者から提出された資料において、通常あり得ないような共通した誤りが見受けられるなど、談合の可能性が疑われること。

④　その他、談合の信憑性が高いと認められる具体的な資料の提供があること。

**第４－１　審議の結果、調査に値しない場合**

第３の審議の結果、入札談合に関する情報が調査に値しない場合は、当該入札をそのまま執行する。（入札執行後契約締結前の場合はそのまま契約の締結をし、契約締結後の場合はそのまま契約を継続する。）

**第４－２　審議の結果、調査に値する場合**

第３の審議の結果、入札談合に関する情報が調査に値する場合は、公正入札調査委員会は必要に応じて下記の手続を行う。

**第５　公正取引委員会及び千葉県警察への通報**

第３の審議の結果、入札談合に関する情報が調査に値する場合は、入札談合に関する情報があったことについて、公正取引委員会及び千葉県警察へ通報を行う。その際、報告書及び入札執行後の場合は入札調書等を送付すること。

**第６　事情聴取**

公正入札調査委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、辞退者を含む全ての入札参加者に対して速やかに事情聴取を行うこと。

事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

事情聴取後、公正入札調査委員会はこれまで得られた情報を勘案し、**「第７－１　事情聴取の結果、談合の事実が確認された場合」**若しくは**「第７－２　事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合」**のどちらの手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。また、聴取結果については、事情聴取書（様式第４号）を作成すること。

談合情報が入札執行後にあった場合は、建設工事等担当者（当該建設工事等の積算内容を把握している職員）による積算内訳書の入念な確認をすること。

**第７－１　事情聴取の結果、談合の事実が確認された場合**

第６の事情聴取の結果により談合の事実が確認された場合は、次の（１）～（３）の各状況により対応を行うこととする。

**（１）入札執行前の場合**

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取りやめるものとすること。

**（２）入札執行後契約締結前の場合**

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。

**（３）契約締結後の場合**

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、建設工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

**第７－２　事情聴取の結果、談合の事実が確認できない場合**

事情聴取の結果により談合の事実が確認できない場合は、次の（１）～（３）の各状況により対応を行うこととする。

**（１）入札執行前の場合**

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、以下の手続を行う。

**①　誓約書の提出**

事情聴取の対象者全員から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には当該入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

**②　積算内訳書の提出及び確認**

全ての入札参加者に対し、入札に際し積算内訳書の提出を要請すること。

積算内訳書の提出を求めることとしていない見積合せにおいても、積算内訳書の提出を要請すること。

積算内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、積算内訳書の確認の必要性等を考慮の上、積算内訳書の確認を行わずに入札を執行するか、又は積算内訳書の提出を要請の上、入札日等を延期して入札等を執行するかのいずれかにより対応すること。

入札執行後、建設工事等担当者（当該建設工事等の積算内容を把握している職員）による積算内訳書の入念な確認をすること。

**③－Ⅰ　調査の結果、談合の事実が確認された場合**

積算内訳書の確認の結果、談合の事実が確認された場合には、入札を取りやめること。

**③－Ⅱ　調査の結果、談合の事実が確認されない場合**

積算内訳書の確認の結果、談合の事実が確認されない場合には、落札決定を行うこと。

**（２）入札執行後契約締結前の場合**

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、事情聴取の対象者全員から誓約書を提出させるとともに、談合の事実が明らかと認められた場合には落札決定の取消、損害賠償や契約解除を行う旨の注意を促した後に、契約手続を継続すること。

**（３）契約締結後の場合**

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、事情聴取の対象者全員から誓約書を提出させるとともに、談合の事実が明らかと認められた場合には損害賠償や契約解除を行う旨の注意を促した後に契約を継続すること。

**第８　公正取引委員会及び千葉県警察への通報等**

談合に関する情報についての調査が終了した場合、当該情報が調査に値しない場合を除き、公正取引委員会及び千葉県警察へ調査結果の通報を行うこと。

**第９　個別具体的な内容**

**（１）公正取引委員会への通報**

①　公正取引委員会への通報は、公正取引委員会との連絡担当者である資産経営部長名で公正取引委員会事務総局審査局管理企画課情報管理室(TEL03-3581-5471) へ行うこと。

②　公正取引委員会への通報は、様式第２号を使用すること。なお、通報の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内で的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

③　公正取引委員会へは、手続の各段階で事情聴取書・誓約書・入札調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付すること。

**（２）千葉県警察への通報**

①　千葉県警察への通報は、千葉県警察との連絡担当者である資産経営部長名で、千葉県警察へ行うこと。

②　千葉県警察への通報は、様式第３号を使用すること。なお、通報の内容について千葉県警察から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内で的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

③　千葉県警察へは、手続の各段階で事情聴取書・誓約書・入札調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合にはこれらを入札終了後にまとめて送付すること。

**（３）事情聴取の方法等**

①　事情聴取は、事務局において実施し、公正入札調査委員会並びに公正取引委員会及び千葉県警察へ書面にて報告する。

②　事情聴取は、事情聴取の対象者を１社ずつ面接室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。

③　聴取結果については、様式第４号により事情聴取書を作成すること。

**（４）誓約書の提出及び注意の喚起**

①　誓約書については、写しを公正取引委員会及び千葉県警察へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙１を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

②　第７－２において事情聴取の対象者全員に注意を促す場合は、別紙２を参考として注意事項を読み上げること。

**（５）報道機関との対応**

報道機関との対応において、公正入札調査委員会の長又は、契約課長が対応することとする。

**第10　守秘義務**

談合等に係る情報に接した職員は、当該情報の提供者の氏名、連絡先その他の職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。人事異動又は退職でその職を退いた後も同様とする。

**第11　準　用**

本マニュアルで対象となっていない物品調達及び業務委託等の発注において、入札談合に関する情報があった場合は、公正入札調査委員会に準ずる組織として、発注所管部長等を委員長とする調査組織を発注部局において結成し、発注所管課において本マニュアルに準じた対応を行うものとする。

附　則

このマニュアルは、平成２３年８月１５日から施行する。

附　則

このマニュアルは、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号

談合情報報告書

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 情報を受けた日時 |  　　　　　年　　　月　　　日（　　）　　　時　　　　分 |
| 案　　　件　　　名 |  |
| 情 報 提 供 者 |  　・　報道機関　　　　　　・　その他 |
|  　住　　　　所 |
|  　役職・氏名等 |
| 受信者 |  |
| 情報手段 | 　・電話　・書面　・面接　・報道　・ＦＡＸ　・メール等 |
| 情報内容 |  |
|
|
|
|
| 応 答 の 概 要 |  |
|
|
|
|
| 当該案件の問合せ先 |  |

様式第２号

○○千財契第　　　　号

　　年　　月　　日

　公正取引委員会事務総局

　審査局管理企画課情報管理室長　様

千葉市財政局資産経営部長

談合情報に関連する資料の送付について

　千葉市発注の（案件名）　　　　　　　に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

　　　（事　項）

　　　　　　１　談合情報報告書（写）

　　　　　　２　事情聴取書（写）

　　　　　　３　誓約書（写）

　　　　　　４　入札調書（写）

　　　　　　５　入札に関する連絡（無効・延期・取消し）

　　　　　　６　その他（契約解除等）

（該当するものに○をすること。）

　　　　　　７　その他関連資料様式第３号

○○千財契第　　　　号

　　年　　月　　日

　千葉県警察

　　　　　　　　　　　　　　長　様

千葉市財政局資産経営部長

談合情報に関連する資料の送付について

　千葉市発注の（案件名）　　　　　　　に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

　　　（事　項）

　　　　　　１　談合情報報告書（写）

　　　　　　２　事情聴取書（写）

　　　　　　３　誓約書（写）

　　　　　　４　入札調書（写）

　　　　　　５　入札に関する連絡（無効・延期・取消し）

　　　　　　６　その他（契約解除等）

　　　　　　（該当するものに○をすること。）

　　　　　　７　その他関連資料様式第４号

事 情 聴 取 書

　案　件　名

　業　者　名

　　事情聴取を受けた者

　事情聴取者

　日　　　時　　　　　　　年　　月　　日　　　　　時　　分～

　場　　　所

|  |  |
| --- | --- |
| 質　　　　　　問 | 聴　　取　　内　　容 |
| １ |  |
| ２ |  |
| ３ |  |
| ４ |  |
| ５ |  |
| ６ |  |
| ７ |  |

様式第４号（参考例）

事 情 聴 取 書

　案　件　名

　業　者　名

　　事情聴取を受けた者

　事情聴取者

　日　　　時　　　　　　　年　　月　　日　　　　　時　　分～

　場　　　所

|  |  |
| --- | --- |
| 質　　　　　　問 | 聴　　取　　内　　容 |
| １　工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）がありましたが、そのような事実がありましたか。 |  |
| ２　本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことがありますか。 |  |
| ３　あったとすれば、どの様な内容の打合わせ、または話合いでしたか。 |  |
| ４　その他必要事項 |  |
| ５ |  |
| ６ |  |
| ７ |  |

別紙１

誓　 約　 書

　　年　　月　　日

　千　葉　市　長

所在地

会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　今般の○○○○○○○工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

　なお、この誓約書及び関係書類の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議はありません。

別紙２

入札執行に係る注意事項

１　本件入札について談合があったとの通報があったが、入札約款又は電子入札約款を遵守し、厳正に入札すること。

２　入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、入札約款第６条第７号又は電子入札約款第７条第８号の規定により入札は無効とする。

３　契約締結後、談合の事実が明らかと認められた場合には、建設工事請負契約約款の規定による契約解除があり得ることに留意すること。

≪入札執行時に持参するもの≫

１　入札書

２　委任状（年間委任状を提出している者は、その写しを含む）

３　設計図書・図面（貸与の場合）

４　所定の誓約書

５　積算内訳書（大内訳書）

　＊内訳書は応札額に対応する金額を記入することとし、全ての入札参加者から徴収します。提出がなされない場合及び金額に違いがあった場合は入札を失格とします。

　　なお、内訳書は現場説明時に配付した参考資料（内訳数量）を参考にして作成することとし、工事名等を記入した表紙を添付して記名押印すること。

＊ただし、電子入札により執行される案件においては、契約事務担当職員の指示に従うこと。

**談合情報対応フロー**

**１　談合情報が入札執行前にあった場合**

**談合情報対応フロー図**

**２　談合情報が入札執行後契約締結前にあった場合**

**談合情報対応フロー図**

**３　談合情報が契約締結後にあった場合**

**談合情報対応フロー図**